

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書

東日本大震災から6年目を迎えましたが、今なお約15万人の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災者の生活と生業の再建は道半ばです。また、2014年8月の広島市の豪雨土砂災害、15年9月の関東東北豪雨災害、そして16年4月には震度7の激震が二度も熊本地方で発生し、大量の家屋が全半壊または一部損壊する甚大な被害が発生しています。

被災者の最大の願いは、一日も早く安心できる住まいや生活空間を得て、地域で暮らすことです。住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。地域での定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つためにも住宅再建は不可欠であり、それは公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、二度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議はいまだに実現していません。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、圧倒的多数の一部損壊の被害者からも悲鳴があがっています。すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国の支援が不可欠です。日本国憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権に基づき、生活再建の要である住宅再建を可能とするため、被災者生活再建支援法を初めとした支援制度の見直しが不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入った日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。よって、被災者生活再建支援法を初めとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の事項を実現するよう強く求めます。

記

すべての被災者の住宅建設を支えるため、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年 月 日

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

内閣府防災担当大臣 殿

復興担当大臣 殿

福岡県芦屋町議会